

令和8年度 領事手数料

種 別		令和8年度 (2026年7月1日以降 に申請を受理したもの)
査 証 関 係	10年旅券 (窓口申請)	56.00
	未交付失効後5年以内の申請(注)	110.00
	注:受取期限(発行日から6か月)までに旅券を受領しなかった場合(未交付失効) で、失効日(発行日から6か月経過の日)から5年以内の次回申請時手数料[2023年 3月27日以降に申請を受理したものから適用]	
	5年旅券(18歳未満) (窓口申請)	29.00
	未交付失効後5年以内の申請(注)	56.00
	緊急旅券、限定旅券及び残存有効期間同一旅券(窓口申請)	35.00
	同上	68.00
	未交付失効後5年以内の申請(注)	68.00
	旅券の渡航先追加	24.00
証 明 関 係	渡航書の発給	22.00
	種 別	
	令和8年度 (2026年4月1日以降 に申請を受理したもの)	
	在留証明	7.00
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	7.00
	翻訳証明	27.00
	署名又は印章の証明	イ. 官公署に係るもの
		ロ. その他のもの
	遺骨証明	15.00
査 証 関 係	その他の証明 (運転免許抜粋証明等)	13.00
	入国査証(シングル)	一 般
		インド人
	入国査証(マルチ)	一 般
		インド人
	再入国の許可の有効期間の延長	18.00
	難民旅行証明書の有効期間の延長	15.00

※上記以外の手数料についてはお問い合わせください

※年度をまたぐ手続きの手数料については、申請日時点での手数料額を
交付時に徴収します。

(例) 3月31日申請受理、4月1日交付の場合、前年度の手数料額を交付
時に徴収)

※年齢は、「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により決まります。
この法律によれば、年齢は誕生日の前日に1歳が加算され、18回目の誕生日の前日に18歳となります。